

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（自動交付機による印鑑登録証明書の交付） 第20条 第18条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であつて、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（自動交付機による印鑑登録証明書の交付） 第20条 第18条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものの交付を受けている者は、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。